

平成26年 1月

各 位

九州電力株式会社

低圧太陽光発電からの電力受給契約における計量器の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、低圧太陽光発電からの電力受給契約において、電力受給に使用する電力量計（以下「計量器」といいます。）につきましては、平成20年4月から九州電力で取付・取替を行っております。

つきましては、以下の点につきましてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

敬 具

記

計量器の取扱い

	取扱い
太陽光発電新設時 (増減設時)	計量器は、系統連系に関する技術検討後に九州電力で取付(取替)を行い、その費用(計量器代、工事代の実費相当)を発電者へご請求いたします。 (別添参照)
計量器の検定期間 満了時	九州電力が計量器を無料で取替いたします。(検定期間満了前に、九州電力から発電者へご連絡いたします。)

この取扱いの対象は低圧で連系する場合のみです。(高圧・特高のお客さまについては、発電者に計量器を取付けていただきます。)

計量器の設置場所は、発電者で確保していただきます。

発電者が計量器を取付けている場合は、当該計量器の検定期間満了時に九州電力で取替えを行います。

発電者が取付けた計量器が故障した場合で、発電者が希望される場合は、九州電力で取替えを行います。〔ただし、発電者起因による故障の場合は、お客さまへ費用(計量器代、工事代の実費相当)を請求いたします。〕

以 上

低圧太陽光発電新設時(増減設時)のお願い

低圧太陽光発電からの電力受給契約において、電力受給に使用する電力量計(以下「計量器」といいます)につきましては、平成20年4月1日から、九州電力で取付・取替を行っております。

つきましては、以下の内容についてご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

1 対象お客さまについて

- ・ 新設(増減設)の連系申込をされる低圧太陽光発電のお客さま(以下「発電者」といいます)を対象とします。
- ・ 発電者で計量器を設置している場合は、計量器の検定期間満了までは発電者で計量器の管理補修を行っていただき、検定期間満了時に九州電力で取替えを行います。

2 発電者への計量器費用のご請求について

- ・ 太陽光発電の新設(増減設等)により、当社が計量器を取付・取替する場合は、以下の金額を九州電力から発電者へご請求します。

	平成26年3月31日までに 受給開始する場合		平成26年4月1日以降に 受給開始する場合	
	取付(税込)	取替(税込)	取付(税込)	取替(税込)
単相3線式	14,800円	15,000円	15,200円	15,500円
三相3線式	16,400円	16,700円	16,900円	17,100円

- * 単相2線式の場合、発電設備出力が10kW以上の場合、または、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」第8条で定める「複数太陽光発電設備設置事業」を営む発電者の場合は、実費を申受けます。
- * 詳細は九州電力で定める「低圧太陽光発電における電力受給用電力量計単価表」をご確認ください。
- * 上記以外に、引込線張替えや変圧器出力電圧の変更工事等、連系に必要な措置に対する費用が発生する場合があります。
- * 計量器の設置場所は発電者で確保していただきます。
- * 上記はH26年1月時点での金額です。

3 連系申込時期について

- ・ 計量器工事については、系統連系に関する技術検討終了後に、計量器工事に関する費用を発電者へご請求し、入金を確認してから手配を行います。工事手配等の関係からなるべく早くお申込みいただきますようお願いいたします。(受付から契約までに3か月程度の期間がかかる場合があります。)
- ・ 新設等で「太陽光発電の新設申込」と、「電気の新規使用申込」を同時に行う場合には、計量器の設置に時間がかかる場合がありますので、電気が使用できるように以下の配線でお申込みください。

